

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第28号

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>	<p>（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合）</p> <p>第2条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則第2条の規定の適用については、同条に規定する大学院の課程には、この規則による改正前の佐賀県職員の自己啓発等休業に関する規則第2条に規定する大学院の課程（学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められていたものに限る。）を含むものとする。